

令和 8 年 7 月 1 日
社会福祉法人天心会

女性活躍推進法に基づく情報公表について

女性活躍推進法に基づく情報公表が改正され（令和 8 年 4 月 1 日施行）情報公表の必須項目が拡大されました。これを受け、当法人でも男女の賃金の差異を含め以下の項目について公表しております。

男女の賃金の差異		
全職員	正規職員	正規職員以外
92.6%	95.7%	96.7%

○対象期間

令和 7 年（令和 7 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

○賃金

基本給、各種手当、超過労働に対する報酬、賞与含み、退職金を除く

○対象範囲

正規職員：フルタイムの無期労働者

正規職員以外：嘱託職員、契約職員、パート職員 有期労働者

パート職員については、フルタイム労働者の所定労働時間（8 時間/日）をもとに人員数の換算を行っている

管理職に占める 女性労働者の割合	労働者に占める 女性労働者の割合	育児休業取得率		
		全職員	女性	男性
53.8%	78.5%	100%	100%	—

○管理職に占める女性労働者の割合及び労働者に占める女性労働者の割合については、

令和 8 年 6 月 1 日現在の在籍者数

○育児休業取得率については令和 7 年度を算出